

テレワーク・マスター企業支援奨励金 新コース創設のお知らせ

東京都は、感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るため、人流の抑制に極めて有効なテレワークの定着に向け、中小企業に対し最大80万円の奨励金を支給する「テレワーク・マスター企業支援奨励金」を開始しています。

このたび、東京2020大会を契機にテレワークのさらなる促進を図るため、「3か月コース」に加え、新たに「1か月コース」と「2か月コース」を創設しましたのでお知らせします。この機会に是非ご活用ください。

3か月コース に加えて、新たに **1か月コース** **2か月コース** を創設！

1. 事業概要

- 「週3日・社員7割以上」、**1～3か月間**テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として都が認定し、Webサイト上でPR
- 「テレワーク・マスター企業」に対し、通信費や機器・ソフト利用料など企業が負担・支出した経費に基づき算定した**最大80万円の定額の奨励金を支給**

◆対象 常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業等

◆要件 ①「テレワーク東京ルール」実践企業宣言に登録
②トライアル期間中(5/12～10/31)に、**テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週3日・社員の7割以上」、1～3か月間**テレワークを実施 ※その他要件あり

◆奨励金額 ▼3か月コースの場合 ※小規模企業特例：10万円

テレワーク実施人数	70人以上	50人以上	30人以上	30人未満
奨励金支給額	80万円	60万円	40万円	20万円

◆対象経費 通信費、機器リース料、ソフト利用料、テレワーク手当、サテライトオフィス利用料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費

2. 「計画エントリーシート」の提出期限等

<提出期限>

3か月コース：7/31(土)まで
2か月コース：8/31(火)まで
1か月コース：9/30(木)まで

◆事業の流れ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言への登録

「計画エントリーシート」の提出

取組実施

「テレワーク定着トライアル期間(5/12～10/31)」中に「週3日・社員の7割以上」を1～3か月

「テレワーク・マスター企業」認定、奨励金申請・支給

事前に「テレワーク東京ルール」へ登録し、「計画エントリーシート」を提出する必要があります。

まずは、「テレワーク東京ルール」へご登録ください

登録はこちらから

▶ <https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>



テレワークに関する情報なら **無料**
TOKYOテレワークアプリ!



奨励金の詳細はこちら ▶ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tele-trial.html>

お問い合わせ先 ▶ 公益財団法人 東京しごと財団 雇用環境整備課 「テレワーク・マスター企業奨励金」事務局
03-6734-1301 (平日9時～17時) ※平日12～13時、土日・祝日、年末年始を除く

